|  |
| --- |
| **１．食肉リース(畜産環境整備機構)について**組合員である借受者が倒産等により貸付料が返済できなかった場合、その残債は履行保証保険により保険会社から機構に支払われるが、保険会社は機構から債権の譲渡を受け、借受団体である県肉連にその返済を求めることになる。貸付機械の所有権が機構から県肉連に移るにしても、残債と同額で機械の売却ができればよいが、それが出来なかった場合、県肉連（借受団体等）が負担することになり、残債額の大小にかかわらず、連帯保証人に近いリスクを組合が背負うことは、組合活動としてなじまないものと思える。機構と直接できるリースの仕組みを構築していただきたい。 |

（回答）

１　畜産環境整備機構（以下「機構」という）は、履行保証保険契約に基づき「保険事故が発生」した場合に、保険会社から残債（＝精算額＋違約金）について保険金を受領することになります。

２　保険会社への保険金請求手続きに際しては、「機構保証保険に係る保険金請求権、保険金受領権の委任並びに債権譲渡手続きについて（別紙様式第2号-１または第2号-2）」により、借受団体等から保険金請求の委任を受け、その代理人として保険会社に対し保険金請求手続きを行うこととしています。したがって、この時点で保険金請求権並びに受領権が借受団体等から機構に移転することになります。

３　保険会社に対する保険金請求に必要な書類は注のとおりですが、機構は債権譲渡契約を保険会社と締結することになりますので、この時点で借受団体等が残債を負うことは無くなります。（したがって、貸付機械の所有権も保険会社に移転します。ただし、機構及び借受団体等は債権譲渡後に、保険会社による求償権の回収に係る調査協力義務を負うことになります。）

　注：①機構保証保険要領に定める報告書（写）、②債務者への契約解除通知書（内容証明付き（写）、③貸付契約書（写）、再貸付契約書（写）、再々貸付契約書（写）、④債権譲渡契約証書、債権譲渡通知書（写）、⑤その他、相続人確認のための戸籍謄本、債務者の現況報告など保険会社が必要とするもの。

４　以上から、ご質問にある「借受団体等が連帯保証人に近いリスクを負担する」ことはなく、むしろ履行保証保険によって借受団体等もリスクを回避できることになります。

機構としては、食肉販売店等と距離の近い都道府県食肉事業協同組合連合会に借受団体としてご尽力いただきたいと思っておりますので、引き続き積極的な食肉リースの普及啓蒙と活用をお願いいたします。